

## 令和7年第6回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日(水) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長	19番 畑 雄二						
会長職務代理	18番 田 中 政 幸						
委員	1番 安 藤 直 樹	2番 千 葉 芳 枝					
	3番 五 十 嵐 勝	4番 山 田 和 正					
	5番 長 谷 川 彰 徳	6番 岩 間 秀 一					
	7番 貞 廣 樹 良	8番 赤 澤 良 一					
	9番 伊 藤 貢 三	10番 峯 崎 光 行					
	11番 鈴 木 英 昭	12番 吉 田 彰					
	13番 中 澤 裕 幸	14番 土 屋 典 昭					
	15番 太 田 秀 樹	16番 鈴 木 孝 典					
	17番 白 木 義 一						

### 欠席委員（名）

4 説明員 五十嵐事務局長 ・ 田中農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

- |    |            |  |
|----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名 |  |
| 第2 | 会期の決定      |  |
| 第3 | 諸般報告       |  |
| 第4 | 報告第5号      | 農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件                               |
| 第5 | 議案第21号     | 現況証明願の件  |
| 第6 | 議案第22号     | 農地法第4条第1項の規定による許可の件                                    |
| 第7 | 議案第23号     | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件 |
| 第8 | 議案第24号     | 農用地の買入協議要請の件   |

## 令和7年第6回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第6回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号13番中澤裕幸委員、14番土屋典昭委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 つぎに、6月11日から開催された、令和7年第2回市議会定例会について、事務局から報告願います。
事務局長	( 報 告 ) 以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
議委員長	(なしの声) ないようござりますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第5号、農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件を議題といたします。
田中係長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました報告第5号、農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件について、ご説明いたします。 このことについて、令和7年4月25日に開催された第4回総会において、「許可相当」と判断いただきました転用案件について、北海道農業会議へ意見聴取を行い、「許可相当」との回答がありましたので、申請者に対し令和7年5月23日付けで許可証を交付いたしましたので、ご報告いたします。 以上で説明を終わります。
議長	(議案朗読省略) ただいま、事務局から説明のあった農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件について、質疑を行います
委員長	これに、ご質問ございませんか。
佐藤主事	(なしの声) ないようござりますので報告のとおり承認することに決定します。 つぎに、日程の第5、議案第21号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第21号現況証明願の件についてご説明いたします。のことについて証明の可否について審議を求めるものです。 調査員につきましては、五十嵐委員を主任とする、山田委員、長谷川委員の

		3名により6月11日に現地調査を行いました。 申請の理由は、地目変更登記のためです。 (議案朗読省略) なお場所につきましては、議案第21号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議長		事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、五十嵐委員から説明願います。
五十一 委員		6月11日に私と山田委員・長谷川委員の3名で現地調査を行いました。 調査地については、宅地や駐車場に隣接しており、長年の農地として利用されていないため、今後も農地として復元することは困難と思われることから農地・採草放牧地以外と判断しました。
議長		以上で調査経過の説明を終わります。
議員		ただいま、説明のあった現況証明願について、質疑を行います。
委員長		これに、ご異議ございませんか。
議長		(なしの声) ご異議なしと認めます。
議長		よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
田中係長		つぎに、日程の第6、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
田中係長		ただいま議題となりました議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。
		このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。
		(議案朗読省略)
		申請の理由は、農家住宅の建築です。なお別添調査書のとおり申請地は、農用地区域外の農地であることから、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれかに該当するものですが、当該地に代えて事業目的を達成できる代替地も存在しないことから、運用通知第2の1オ(ア)a(b)を適用し、第2種農地として農地法第4条第1項の規定の許可相当と判断いたします。
		場所につきましては、議案第22号資料のとおりとなっております。
		また、30a以下の農家住宅への転用であるため、北海道農業会議への意見聴取は不要となります。
		以上で説明を終わります。
議長		ただいま、事務局から説明のあった農地法第4条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
議員		これにご異議ございませんか。
議員長		(なしの声) ご異議なしと認めます。
		よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第7、議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法

田 中 係 長

法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、鈴木英昭委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

少々お待ちください。

( 鈴木英昭委員 一時退席 )

事務局から番号1番について説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件1番についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり18ページ別添2調査書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第23号資料1番のとおりとなっております。

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては7月29日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件1番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

少々お待ちください。

( 鈴木英昭委員 着席 )

引き続き、2番について審議を行いますので、山田委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

( 山田和正委員 一時退席 )

事務局から番号2番について説明を求めます。

田 中 係 長

ただいま議題となりました議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件2番についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

議長

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり 18 ページ別添 2 調査書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第 23 号資料 2 番のとおりとなっております。

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては 7 月 29 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

委員長

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件 2 番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

少々お待ちください。

( 山田和正委員 着席 )

引き続き、3 番について審議を行いますので、太田委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

( 太田秀樹委員 一時退席 )

事務局から番号 3 番について説明を求めます。

田中係長

ただいま議題となりました議案第 23 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件 3 番についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり 18 ページ別添 2 調査書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第 23 号資料 3 番のとおりとなっております。

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては 7 月 29 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件 3 番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

委員長

少々お待ちください。

田 中 係 長

( 太田秀樹委員 着席 )

引き続き、4番について審議を行いますので、土屋委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

( 土屋典昭委員 一時退席 )

事務局から番号4番について説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件4番についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり18ページ別添2調査書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第23号資料4番のとおりとなっております。

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては7月29日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件4番について質疑を行います。

委 員 長

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

少々お待ちください。

( 土屋典昭委員 着席 )

引き続き、5番から28番について審議を行います。

事務局から番号5番から28番について説明を求めます。

田 中 係 長

ただいま議題となりました議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件5番から28番についてご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、番号20番、21番、23番、25番、27番について北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり17ページ別添1調査書、番号5番から18番・22番・24番・26番・28番は個人が利用権の設定等を受けるものであり18ページ別添2調査書、番号19番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、19ページ別添3調査書、以上のとおり農地中間

	管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
	場所につきましては、議案第23号資料5番から28番のとおりとなっております。
	また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては7月29日を予定しております。
	以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件5番から28番について質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声)
	ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり要請することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第8、議案第24号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。
田中係長	事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました議案第24号、農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略)
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。
	なお、場所につきましては、議案第24号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声)
	ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり要請することを決定いたします。
	以上をもちまして、第6回農業委員会総会は閉会いたします。